

2020年5月26日

日本司法書士会連合会
会長 今川 嘉典 様

一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会
理事長 鈴木 龍介



非対面による本人確認について

依頼者等の本人確認の方法について、以下の点を踏まえ「面談によらない方法」（以下、「非対面方法」という。）によることを推進することを提言いたします。なお、当会といたしましては、本件の検討・実施等にあたり微力ながら貴会に協力等する用意があることを申し添えます。

1. コロナ禍（緊急時）における対面原則の修正

これまで司法書士の対面による本人確認が取引の安全に資するものであったこと、それに対して社会が大きな信頼を寄せてきたことは多言を要しない。一方で、今般新型コロナウィルス感染症拡大の現状と接触回避の社会的要請を鑑み、条件付きではあるものの非対面方法による本人確認について、貴会が容認したことは時宜にかなった適切かつ社会的にも高く評価される施策であるものと思料する。

本施策は、非常時における緊急措置的なものに留まらないものであり、平時であっても司法書士が関与する非対面方法による本人確認をもって取引の安全を確保することが可能であるという証左と評価できる。

2. 本人確認技術の革新

近年の目覚ましい技術革新により、非対面方法による本人確認技術が続々と開発され、従来対面でしか実現できなかったことが比較的容易に実現できるようになってきている。現に大手金融機関を含む多数の企業が非対面方法による本人確認のシステム（e-KYC）を開発し実用に供し始めているところである。

これを受けて犯罪収益移転防止法省令の改正がなされ、同省令も当該システムによる非対面方法による本人確認を認めるに至っている。なお、同法において、非対面方法は対面方法の二次的（補完的）な位置づけとはなっていない。

3. 社会の趨勢としての「非対面化」

(1) 不動産業界における「非対面化」

国土交通省において、不動産売買における契約の締結および重要事項の説明に関し、非対面方法による実証実験を開始するとともに¹、特にマンション管理に関しては、いわゆる「IT重説」を認める解釈を示している²。

(2) 金融業界における「非対面化」

前記のとおり、犯罪収益移転防止法省令の改正によりオンラインでの本人確認が許容されたことを受け、銀行をはじめとする金融業界でも非対面方法による取引の

¹ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000151.html

² 日刊不動産経済通信記事<https://www.fudousankeizai.co.jp/daily?id=176338>

準備が着々と進行している。具体的には三井住友銀行「Polarify e-KYC」³、三菱UFJ銀行「スマート口座開設」⁴および自社開発e-KYCシステムの外部提供⁵、みずほ銀行の実証実験（2020年4月）⁶など枚挙にいとまはないところである。

4. 国家戦略としての「非対面化」

日本政府は2001年の「e-Japan戦略」以来、社会のIT化・デジタル化を推進してきたところ、本年4月20日には「事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定」において「ペーパーレス・オンラインで完結する不動産登記手続の実現、不動産取引におけるペーパーレス・オンライン化の推進」をあらため提唱しているところである⁷。また、経済財政諮問会議（本年4月27日）、規制改革推進会議（第5回、本年4月28日）においても脱「対面」の必要性が再確認されている⁸。

5. 司法書士への国民からの期待

現代の社会は安全性を担保しながら利便性や高度な経済性を実現することが求められており、司法書士（業務）も例外ではない。そのためにも司法書士全体として創意工夫し、社会の要請ひいては国民の負託に応えることは司法書士制度の発展に寄与するところであり、先般改正された司法書士法の使命規定の精神にも合致するのであるものと考える。

³ <https://www.polarify.co.jp/corporation/ekyc-service/>

⁴ <https://www.bk.mufg.jp/tsukau/app/kouza/index.html>

⁵ <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/02612/>

⁶ https://www.mizuhobank.co.jp/release/pdf/20200410release_jp.pdf

⁷ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/doing_business/pdf/decision2020.pdf

⁸ <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/0427/gijiyoushi.pdf>

⁹ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200428/200428honkaigi02.pdf>